委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	● 知事 ○ 市区町村長等	
2. 都道府県名	徳島県	執行機関名 徳島県知事
3. 市区町村名		
4. 届出番号	9	
5. 独自利用事務の事例番 号	120-1	難病患者の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/ict/2016111500030	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	肝炎の検査費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行 条例別表第一 第三の項 肝炎の検査費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第 五十号)第1条	徳島県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業実施要領 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1目的 この要領は、特定感染症検査等事業実施要綱(平成26年3月31日健発0331 第41号厚生労働省健康局長通知)に基づき、B型及びC型 <u>肝炎ウイルス陽性者を</u> 早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の <u>重症化予防</u> を図ることを目的に、徳 島県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業の実施について必要な事項を定め る。
⑦独自利用事務の関連規範		徳島県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業実施要領